

平成22年7月21日

各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 塚本 昇
 (コード番号 :5358 大証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役総務部長 伊達和宏
 (TEL. 06-7711-5801)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり単元株式数の変更およびこれに伴う定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社株式の流動性向上および個人投資家を含めた投資家層の拡大を図るため。

(2) 変更の内容

単元株式数を、1,000株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成22年9月1日（水曜日）

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うもの。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数は <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式の数は <u>100株</u> とする。 附則 <u>(単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第7条の変更は、平成22年9月1日をも</u> <u>ってその効力を生じるものとし、効</u> <u>力発生までは従前どおり次のとおりと</u> <u>する。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第7条 当社の1単元の株式の数</u> <u>は1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は、第7条の変更の効力</u> <u>発生後これを削除する。</u>

(ご参考)

上記変更に伴い、平成22年9月1日をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上